**平成２２年（フ）第１４８号**
鹿児島県伊佐市菱刈重留1301―24棟204号、住民票上の住所鹿児島県伊佐市菱刈重留1301番地
債務者　田中　強志
1　決定年月日時　平成22年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

**平成２２年（フ）第３１８号**
沖縄県島尻郡八重瀬町字安里189番地
債務者　盛田麻由美
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２２年（フ）第３８８号**
沖縄県那覇市曙１丁目20番27号奥間アパート305
債務者　後藤　久美
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２２年（フ）第４２２号**
秋田市寺内焼山３番18号
債務者　田口利江子
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
秋田地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第４３０号**
秋田市土崎港北２丁目６番１棟２号
債務者　宮腰まり子
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
秋田地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第４３８号**
秋田県潟上市昭和大久保字小橋２番地８　メゾンド菅原三八Ａ棟205号、前住所秋田県潟上市天王大崎字上沖中谷地15番地
債務者　石井　　聡
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
秋田地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第４４３号**
秋田市桜２丁目７番25号　リバーサイドⅥ103号
債務者　堀江　大輔
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
秋田地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第４４７号**
秋田市新屋扇町５番12号
債務者　川村　直三
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
秋田地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第４５３号**
秋田市八橋大畑２丁目10番21号　若葉荘２号
債務者　阿部　珠美
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
秋田地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第４５４号**
秋田市横森４丁目１番27号
債務者　桑原　紘子
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
秋田地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第２２５号**
長野県下高井郡山ノ内町大字平穏4109―22、住民票上の住所長野県下高井郡山ノ内町大字平穏4106番地
債務者　佐藤　純一
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
長野地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第２４５号**
長野県上高井郡小布施町大字小布施1291番地３
債務者　御小柴　享
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
長野地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第２６５号**
長野市大字安茂里1373番地の４
債務者　住沢　　武
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
長野地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第２５９号**
長野県安曇野市穂高有明7379番地74、前住所長野県大町市美麻2948番地１
債務者　手塚　正子
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
長野地方裁判所松本支部

**平成２２年（フ）第１３５６号**
京都市伏見区久我東町６番地60
債務者　寺井　隆司
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２２年（フ）第１３５７号**
京都市伏見区久我東町６番地60
債務者　寺井　美子
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２２年（フ）第１４３７号**
京都市伏見区深草仙石屋敷町６番地28　スガハウス104
債務者　荒木　桂子
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２２年（フ）第１４４３号**
京都市山科区大宅桟敷５番地　椥辻市営住宅５―603
債務者　吉田　知子
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係